

千早赤阪村新庁舎建設基本計画 (案)

平成27年 月
千早赤阪村

第1章 基本計画策定の経緯	
1 これまでの経緯	1
2 基本計画の位置付け	2
3 現状と課題	2
(1) 庁舎の現状	2
(2) 現庁舎の主な課題	4
4 新庁舎建設の必要性	6
第2章 新庁舎建設の基本理念と方向性、新庁舎に求められる機能	
1 新庁舎建設の基本理念	7
基本理念1 “むら”の安心・安全を守る庁舎	
基本理念2 “むら”の新しい時代に対応する庁舎	
基本理念3 “むら”の住民にやさしい開かれた庁舎	
基本理念4 “むら”の景観をリードする庁舎	
2 新庁舎建設の方向性	8
3 新庁舎に求められる機能	13
第3章 新庁舎の規模	
1 新庁舎延床面積の算定	14
(1) 各種基準等による面積算定	15
2 各付帯施設面積の算定	18
(1) 駐車場面積の算定	18
(2) 駐輪場面積の算定	19
(3) 多目的広場（村民コミュニティスペース）面積の算定	19
3 新庁舎の敷地面積規模	20
第4章 新庁舎の位置	
1 新庁舎建設候補地の検討	21
(1) 建設候補地の選定条件	21
(2) 新庁舎建設候補地の比較・検討	22
2 新庁舎建設候補地での概算事業費の比較・検討	23
(1) 概算事業費を試算するための条件整理	23
(2) 概算事業費の試算	23
3 新庁舎建設候補地の考察	26

第5章 新庁舎の配置計画

- | | |
|-------------------------|----|
| 1 新庁舎の事務室等の配置計画 | 27 |
| (1) 新庁舎の事務室等の配置方針 | 27 |
| (2) 議会の配置方針 | 27 |
| (3) 多目的スペース等の配置方針 | 27 |
| (4) その他 | 27 |
| 2 新庁舎及び付帯施設の配置計画 | 28 |
| (1) 新庁舎及び付帯施設の配置方針 | 28 |
| (2) 新庁舎及び付帯施設の配置の具体的な方針 | 29 |

第6章 新庁舎の事業計画

- | | |
|--------------|----|
| 1 概算事業費 | 30 |
| (1) 概算事業費の試算 | 30 |
| 2 財源 | 31 |
| 3 事業スケジュール | 31 |

第1章 基本計画策定の経緯

1 これまでの経緯

平成21年12月 千早赤阪村行政経営戦略プランの策定（行財政改革の推進）
合併協議破綻後、財政基盤を強化するための緊急対策として平成22年度から24年度までの3カ年を集中期間とした「千早赤阪村行政経営戦略プラン」（行財政改革の推進）を策定しました。

プランでは、行財政改革の取り組みの一つとして役場庁舎を含めた公共施設の整理・統合についても検討を進めました。

平成23年 3月 第4次千早赤阪村総合計画の策定（むらづくりの推進）
行財政改革による財政基盤の強化を推進する一方で、元気で笑顔あふれる“ちはやあかさか”をめざした、むらづくりの基本計画となる第4次総合計画（目標年度：平成32年度）を策定しました。

3月 東日本大震災の発生

3月11日・午後2時46分18秒、宮城県牡鹿半島の東南東130km、仙台市の東方70キロの太平洋の海底を震源とした日本周辺における観測史上最大の地震（東日本大震災）が発生しました。

地震の規模は、モーメントマグニチュード9.0で、その被害は、平成25年10月10日時点で、震災による死者・行方不明者は18,535人、建築物の全壊・半壊は合わせて39万8,898戸となっています。

地震による庁舎被害は、福島県・須賀川市役所（震度6強）庁舎倒壊の危険から庁舎を閉鎖、同県・郡山市役所（震度6弱）展望室が倒壊して死者1名、宮城県・南三陸町防災対策庁舎では津波により町職員ら42人が犠牲となり、甚大な被害をもたらしました。

平成24年 4月 財政収支の改善の兆し

村民の皆さんのご理解とご協力により、行財政改革の取組効果が表れ、当初見込んでいた平成24年度末における累積赤字約1億9千5百万円が前倒しで解消される見通しとなりました。

7月 千早赤阪村長選挙

任期満了に伴う村長選挙が執行され、「安全、安心のむらづくり（防災拠点施設の整備）」、「むらの中心づくり（役場機能の集約）」を掲げた松本村長が再選。新たな村政運営が始まりました。

8月 公共施設等のあり方に関する検討委員会で検討開始

昭和38年に建築（築50年経過）した現庁舎について、東日本大震災を教訓とした防災拠点施設の整備と現庁舎、くすのきホール（教育課）、保健センター（健康福祉課）に分散している役場機能の集約化を目的に庁舎のあり方について再検討を始めました。

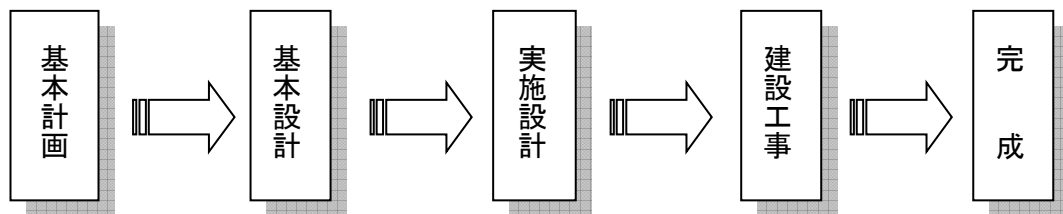
平成25年10月 千早赤阪村庁舎建設検討委員会を設置

新庁舎の建設を検討するため、住民参画により幅広い見地から意見を求める庁舎建設検討委員会を設置しました。

2 基本計画の位置づけ

基本計画は、建設場所や規模、機能、事業費、事業手法、課題の解決方法等、基本設計に向けた諸条件の具体的な整理・検討を行うものです。

※新庁舎建設の流れ



3 現状と課題

(1) 庁舎の現状

現在に至る庁舎建設の歴史は、昭和31年に千早村と赤阪村が合併し、千早赤阪村が誕生したのを契機に、行政の拠点施設として、昭和38年に、鉄筋コンクリート2階建の本庁舎を建設しました。その後議場など増改築を行い、昭和55年には別館を建設しました。

更に人口増加等による行政需要の多様化に対応するため、平成5年にくすのきホールを建設、平成9年に保健センターを建設し、現在に至っています。

現在の執務体制としては、本庁舎に総務課、人事財政課、住民課、別館に上下水道課、プレハブ建屋に地域振興課、くすのきホールに教育課、保健センターに健康福祉課が配置されており、役場機能の分散化が懸念されています。

【現庁舎の位置及び規模等】

- ・竣 工 昭和38年建築
- ・築年数 50年
- ・構 造 本庁舎及び別館 鉄筋コンクリート造（RC構造）
プレハブ 軽量鉄骨造（S構造）
- ・敷地面積 2,533㎡
- ・建築面積 本庁舎495㎡、別館159㎡、プレハブ80㎡
- ・延床面積 本庁舎990㎡、別館318㎡、プレハブ160㎡
- ・階 数 本庁舎地上2階、別館地上2階、プレハブ地上2階
- ・執務室 <本庁舎>
 - 1階 人事財政課（財政・人事・秘書）、総務課（税務）、住民課（保険年金・国保・環境衛生・戸籍）、会計、村長室、副村長室、電算室
 - 2階 総務課（企画・消防防災・広報）、議会事務局、議場
- <別館>
 - 1階 車庫、書庫
 - 2階 上下水道課（上水道・下水道）
- <プレハブ>
 - 1階 地域振興課（都市建設・むらづくり）
 - 2階 会議室
- ※参考
- <保健センター>
 - 1階 健康福祉課（健康・福祉・子育て・介護）、国保診療所
 - 2階 社会福祉協議会事務局、会議室

(2) 現庁舎の主な課題

① 本庁舎本館建物・設備の老朽化

- ・昭和56年建築基準法改正前に建築された建物であるため、耐震性に問題があり、現在の基準に適した建物にするには、大規模な補強工事が必要になると考えられます。ただし、耐震補強には、コンクリート強度が一定以上の数値を確保できなければ耐震補強ができません。また耐震補強が可能な場合でも耐震壁などの設置によりいびつな執務形態となり効率性が悪くなることが考えられます。

- ・本庁舎本館については、昭和38年に建設されてから50年以上が経過し、建物の老朽化による雨漏りが多数の箇所で見られており、その都度、防水補修対応しているものの完全には修復されず、また天井のみならず、壁のクラックからも雨水が染み出てきて、雨量によっては、室内の床が水浸しとなることもあります。その他、空調及び電気設備等についても、機能を維持するため、修繕しながら対応している状況です。



剥がれ落ちた壁



屋根雨漏りによる修繕

② バリアフリー等の問題

- ・公共施設には、高齢者等に配慮したバリアフリー対応が必要とされますが、本庁舎本館においては十分な整備ができていない状況で、また増改築によって庁舎内が複雑となり、不便で利用しにくい状況です。



手すりがない急な階段

③ 駐車場の問題

- ・本庁舎は、駐車場が狭いため混雑することが多く、車で訪れる人にとって、不便で利用しにくい状況です。



狭い駐車スペース

④ 役場機能の分散の問題

- ・ 役場機能が本庁舎、別館、プレハブ、保健センター、くすのきホールにバラバラに分散しているため、村民の皆さんが役場への申請や相談等によっては、庁舎間の移動を伴うことが起こり、大変不便な状況です。今後、少子高齢化が進展する中で利便性のよいワンストップの村民サービスの提供が必要です。
- ・ 多様化する村民の要望に対し迅速かつ適正に対応するため、各課間の協議、連携がこれまで以上に求められる中、会議及び決裁で庁舎間の移動が必要となる現状においては、行政運営が非効率的な状況にあります。
- ・ 災害発生時には、各課がそれぞれ連携し、災害対策本部の指示のもと、被害状況を正確に把握するとともに、関係機関との連絡調整をとりながら的確かつ迅速な対応が求められますが、課・職員が離れている現状においては、そうした対応に支障となる問題があります。
- ・ それぞれの庁舎において、建物や設備の修繕費、また、電気料金などの光熱水費さらには、設備の保守点検費用などの固定的な経費が掛かり、効率的な行政運営の妨げとなっています。



4 新庁舎建設の必要性

- (1) 現在の庁舎は、昭和38年に完成したもので、現在、築後51年となり耐用年限(50年)を経過するとともに、構造部分が劣化しており、壁のひび割れや剥がれ、雨漏り、給排水設備の配管の腐食などがあり、電気設備は限界に達していること(特に庁舎については、平成23年3月に発生した東日本大震災において、その後の余震発生と相まって、役場庁舎が倒壊する恐れがあったことから、庁舎内に災害対策本部を設置できなかった実例があります)。
- (2) 役場庁舎建築構造物劣化調査結果では、役場本庁舎1階部分のコンクリート圧縮強度が平均強度12.8N/mm²であり、基準値13.5N/mm²以下とことから構造上、耐震補強・改修による耐震化は不可能であること。
- (3) 業務が多様化し手狭となったことから、役場機能が保健センターやくすのきホールなどに分散しているため、村民の皆さんなど来訪者に不便な施設となっていること。また、庁舎の老朽化及び狭隘化のため高齢者や障害者等が利用しやすい施設への改善が十分に行えていないこと。さらに、駐車場については、駐車スペースが少なく、駐車場不足が絶えないこと。分散化は災害時の初期活動が懸念されること。

課題解消

【新庁舎建設の必要性】

高い耐震性能を有し、村民のための行政サービスの向上をはじめとして、

- ★災害非常時の防災拠点としての機能を備えた拠点づくり(東日本大震災の教訓)
- ★ワンストップ窓口によるサービスの充実
- ★幼児から高齢者まで誰もが利用しやすい庁舎の実現
- ★効率的な事務スペースの確保
- ★むらづくりの拠点づくりや情報発信基地 など

今後の新たな行政需要に対応するため、さらには村民サービス機能の向上のため、新庁舎の建設は意義があり、村民の安全で安心な生活を支える、早急な新庁舎の建設が必要です。

第2章 新庁舎建設の基本理念と方向性、新庁舎に求められる機能

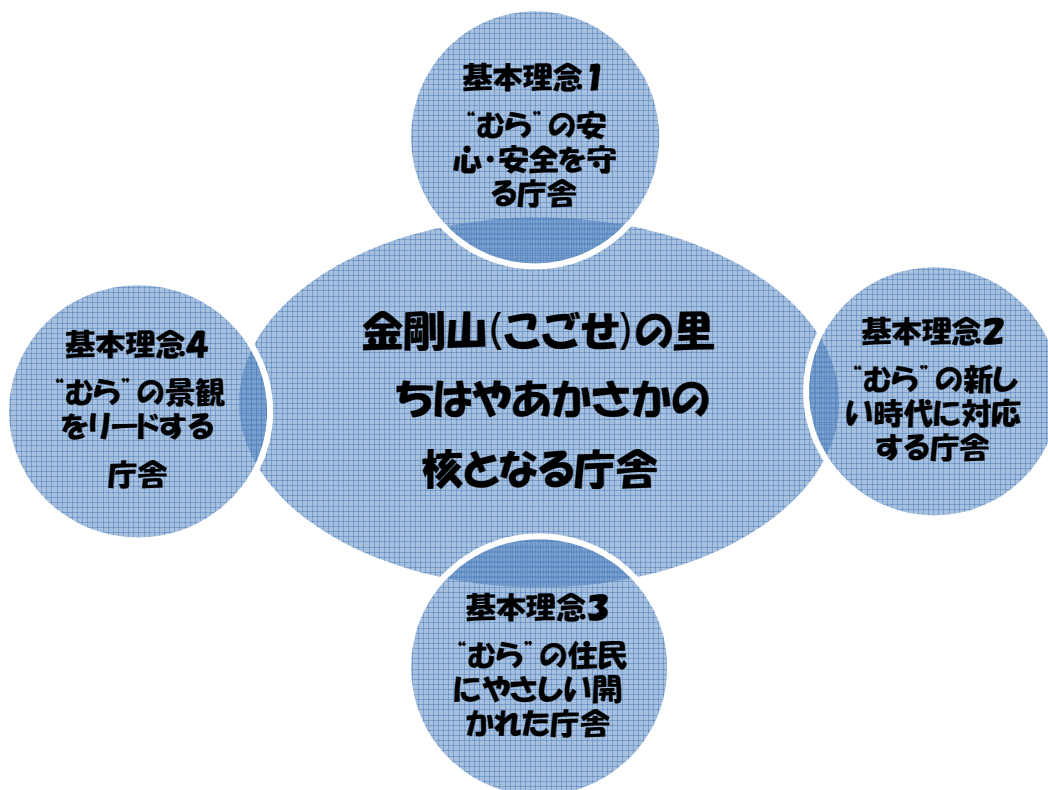
1 新庁舎建設の基本理念

新庁舎建設は、第4次総合計画における将来像「みんなが集う みんなで育む みんなに優しい みんなを結ぶ ～ちはやあかさか～」を実現するため、むらづくりを進める核となる新庁舎として位置づけ、村民のつながりや絆を育み、村民主体のむらづくりの拠点として、村民生活を支えるとともに、村民の安心・安全を守る防災拠点として整備を進めます。

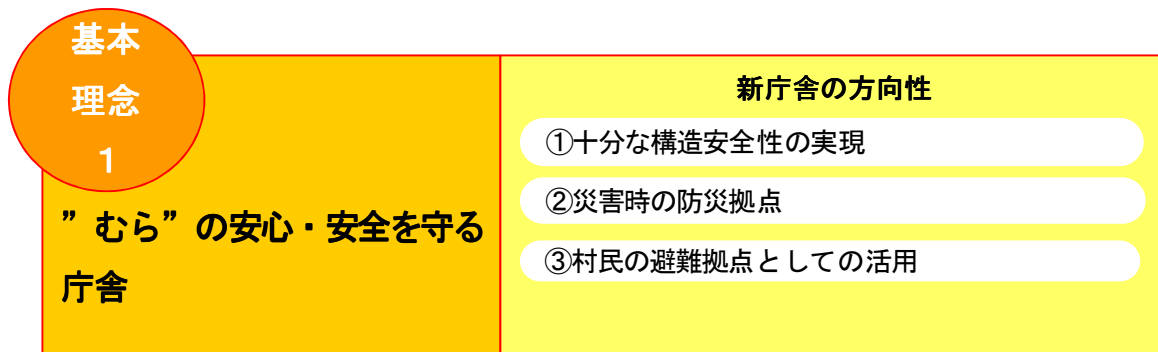
新庁舎建設の基本理念

～金剛山の里 ちはやあかさかの核となる庁舎～

- “むら”の安心・安全を守る庁舎
- “むら”の新しい時代に対応する庁舎
- “むら”の住民にやさしい開かれた庁舎
- “むら”の景観をリードする庁舎



2 新庁舎建設の方向性



最近多発、多様化する災害に対して、庁舎は柔軟、迅速、的確に対応するむらの防災拠点としての基本機能を確保します。

庁舎は高い耐震性能を有し、災害時の対策本部や復興本部の機能を備えた防災拠点機能を強化し、村民の安心安全を守る庁舎として、「安心・安全のむら千早赤阪」の拠点をめざします。

① 災害時の防災拠点

- ・災害時の対策本部としての防災拠点機能を確保します。
- ・緊急時に迅速で正確な情報を伝達する防災システムなどを確立します。
- ・災害時に防災備蓄倉庫や耐震貯水槽等のバックアップシステムを充実し、防災活動に支障のない庁舎とします。



② 村民の避難拠点としての活用

- ・村民の一時避難拠点としての利用可能な屋外スペースを確保します。

基本
理念

2

”むら”の新しい時代に対応
する庁舎

新庁舎の方向性

- ① 村民の利便性の向上
- ② 行政サービス機能・業務の向上
- ③ 環境にやさしく経済性に優れたグリーン庁舎
- ④ 人にやさしい庁舎

国際化、少子高齢化、環境共生、省エネルギーの時代に対応する庁舎とします。

また、行政ニーズの多様化や情報化の飛躍的な進展を視野に、将来の変化に対応できるフレキシブル（柔軟）な庁舎をめざします。

① 村民の利便性の向上

- ・ 効率的で適切な行政サービスを提供するため、ワンストップサービス化（窓口）に向けた施設整備を進めます。
- ・ 車で訪れる人のために駐車スペースの充実を図ります。



② 行政サービス機能・業務の向上

- ・ 新庁舎に統合することで各行政部門が集約され、村民に対する行政サービス機能・業務効率の向上を図ります。
- ・ 行政サービスの向上のため、今後さらに進化する高度情報化に対応できる、いわゆる電子データの保護・管理、村民の個人情報や各種情報の漏えい防止など情報セキュリティの強化が図れる施設とします。



③ 環境にやさしく経済性に優れたグリーン庁舎

- ・ 環境配慮型の庁舎とし、環境にやさしい持続可能な庁舎をめざします。
- ・ 自然エネルギーの積極的活用等、太陽光や木質バイオマスなどの再生可能エネルギー、省エネルギーの設備導入など環境に配慮した効率的・経済性に



優れたグリーン庁舎をめざします。

- ・財政に与える影響を抑えるため、過剰な投資とならないよう、長期にわたり庁舎としての機能を維持管理するため、施設の長寿命化、維持管理の容易さ、設備更新への対応などの工夫により、長期的な維持管理経費の軽減が可能な効率的かつ経済的な施設をめざします。

④ 人にやさしい庁舎

- ・すべての人に快適な環境を提供する「ユニバーサルデザイン」により、人にやさしい庁舎をめざします。
- ・庁舎に使用する材料は自然素材や人にやさしい素材を積極的に使用します。

基本 理念 3

”むら”の住民にやさしい開かれた元気な庁舎

新庁舎の方向性

①むらの総合的な情報発信拠点

②村民活動の発信・交流拠点

③元気なむらづくり拠点

庁舎は、村民の利用しやすさを基本に、落ち着いてサービスが受けられる環境を第一とします。また、村民が気軽に立ち寄ることができ、親しみやすくわかりやすい庁舎とします。

さまざまな来庁者に配慮した施設とし、村民に開かれた庁舎をめざします。

また、行政改革や地域主権、村民参加の推進等、地方自治の進展に対応して地域社会の連携を深め、村民と行政がともに進めるむらづくりの拠点となる庁舎をめざします。

① むらの総合的な情報発信拠点

- ・きめ細かな行政情報を発信します。
- ・むらの情報や行政情報の検索を支援します。
- ・村民にとって身近な議会になるよう、傍聴席などは出入りしやすいように配置するなど議会機能の充実を図ります。また、議場は一定の制約のもとで多目的に利用可能な空間となるよう創意工夫します。



市民情報提供スペース (妙高市)



② 村民活動の発信・交流拠点

- ・ 村民が出会い、交流するオープンスペースを確保します。



③ 元気なむらづくり拠点

- ・ 地域社会の連携を深め、村民と行政がともに進めるむらづくりの拠点をめざします。
- ・ 地域の活性化策などの施設機能を加えた複合機能施設をめざします。



基本
理念
4

”むら”の景観をリードする
庁舎

新庁舎の方向性

- ①地域に溶け込み、景観をリードする庁舎
- ②千早赤阪村らしさを醸し出す庁舎
- ③村民から親しまれ、愛着が持たれる庁舎

本村の有する自然、歴史、文化、産業、都市機能など、地域の特色を活かした千早赤阪村らしい庁舎とします。

また、村民やむらを訪れる人に、「豊かな歴史と美しい自然のむら千早赤阪」を実感できる庁舎とします。

① 地域に溶け込み、景観をリードする庁舎

- ・地域の特色や敷地特性を活かして、村民に開かれた親しみやすい空間を創造します。
- ・周辺環境に圧迫感を与えないよう配慮し、通行者にうるおいある景観を提供します。

② 千早赤阪村らしさを醸し出す庁舎

- ・千早赤阪村の歴史、風土、自然景観を活かした千早赤阪村のイメージを表現し、村の景観づくりをリードします。
- ・村の風土や空間要素を、現代の先進的な技術と村の地元産業の一つである林業などを活かした材料で再構成し、風土と現代の調和をめざします。

③ 村民から親しまれ、愛着が持たれる庁舎

- ・千早赤阪村の歴史や文化を感じ、村民の活動、交流を通じて、むらへの愛着感が醸成される庁舎をめざします。



3 新庁舎に求められる機能

- ① 防災機能
 - ・ 災害対策本部会議室等の災害対策機能の整備
 - ・ 災害応急対策活動に必要な施設としての耐震性を有した耐震構造等
 - ・ 災害管理拠点として速やかに対応できるネットワークや情報システムなどの整備
 - ・ 備蓄防災倉庫の整備、自家発電設備や貯水槽の設置などライフラインの整備
 - ・ 避難地としての駐車スペースの整備
- ② 窓口機能（ワンストップフロアー）
 - ・ 関連窓口の近接設置などによるワンストップサービス手法の導入
 - ・ 窓口環境の向上と待合スペースの確保
 - ・ プライバシーに配慮した相談スペースと個別カウンターの設置
- ③ 執務機能
 - ・ 仕切りのないオープンスペースフロアを基本
 - ・ 事務スペース内に作業・打ち合わせスペースの設置
 - ・ 収納スペースの確保
 - ・ 会議室スペースの確保
- ④ 住民機能・生涯学習機能
 - ・ 協働のむらづくりの拠点としての情報共有コーナーの設置
 - ・ 利用しやすい空間としてのロビーの確保
- ⑤ 議会機能
 - ・ 村民に開かれた議会機能の確保
 - ・ 開かれた議会のための利用しやすい傍聴席の確保
- ⑥ 施設管理機能
 - ・ 機械設備や防犯設備等を一元的に管理するシステムを導入
 - ・ 地元産材の活用
 - ・ 自然エネルギー、省エネに配慮した設備等の整備（LED照明などの省エネ型機器の導入、太陽光発電装置の設置等）
- ⑦ 複合施設機能
 - ・ 商業系などの施設機能を導入

第3章 新庁舎の規模

1 新庁舎延床面積の算定

新庁舎の延床面積については、次の前提条件に基づき「新営一般庁舎面積算定基準（国土交通省）」による算定のほか、平成22年度まで総務省が使用していた起債許可標準面積算定基準に基づく面積の算定などを参考値として、適正な規模とします。

【前提条件】

人 口	人口については、本村の第4次総合計画による将来人口の目標数値6,000人（平成32年度）とします。
職 員 数	職員数については、千早赤阪村定員管理計画（平成22年度～26年度）における適正な職員数総数を78人（目標年度）としていますが、平成26年4月現在で76人となっていることから、現行の組織を踏まえて算定した76人の職員と特別職2人、平成26年度新規職員採用による増職員3人、計79人を新庁舎に配置する職員数とします。
議 員 数	千早赤阪村議会の議員の定数を定める条例により、議員数を7人とします。
組 織	組織構成については、今後の法改正や地方分権の進捗状況、規制改革の推進など将来の予測が困難であるため、現時点での組織構成を基本に想定します。

(1) 各種基準等による面積算定

新庁舎を建設する場合、庁舎の延床面積等を算定する方法として次の方法が用いられます。

- ①総務省の地方債同意等基準を参考とした算定方法
- ②国土交通省の新営一般庁舎面積算定基準を参考とした算定方法
- ③現状の床面積から求める方法

① 総務省の地方債庁舎面積算定基準を参考とした算定方法

庁舎の建設にあたっては、財源として地方債を充てることが認められており、その際の庁舎面積の基準として、総務省の地方債同意等基準運用要綱に起債対象となる標準面積が記載されています。この基準は、職員数をもとに事務室や会議室等の面積を求めるものです。

総務省が示す面積には、村民交流のための面積や防災機能、福利厚生等のための面積が含まれていません。このため、総務省基準で求めた庁舎面積に、これらの付加機能分の面積として他市町村の例を参考として、庁舎面積の30%（588㎡）を加算したものとします。この結果、総務省の地方債同意等基準を参考として算定した庁舎の面積は2,548㎡となります。

室名		面積基準	面積	摘要		
㊦ 事務室	4.5㎡×(換算職員数) 〔職員数換算率〕		607.50 ㎡			
	区分	換算率			職員数	換算職員数
	特別職	12			2人	24人
	部長・次長級	0			0人	0人
	課長級	2.5			13人	32.5人
	課長代理・係長級	1.8			18人	32.4人
	製図職員	1.7			3人	5.1人
	一般職員	1			41人	41人
計		77人	135人			
① 附属面積	倉庫	事務室面積の13%	78.98 ㎡			
	会議室、電話交換室、便所、洗面所、その他諸室	7㎡×(全職員数)	539.00 ㎡			
㊧ 玄関、広間、廊下、階段等の交通部分	㊦から①までの各室面積合計の40%		490.19 ㎡			
㊨ 車庫	1台につき25㎡	0台	0.00 ㎡	別途計上		
㊩ 議事堂	35㎡×(議員定数)	7人	245.00 ㎡			
合計			1,960.67 ㎡			

② 国土交通省の新営一般庁舎面積算定基準を参考とした算定方法

国土交通省が示す新営一般庁舎面積算定基準は、各省の営繕事務の合理化・効率化のために定められた基準で、職員数をもとに執務面積や附属面積（会議室、倉庫等）の面積を算出するものです。また、基準に含まれない議会機能や防災機能、福利厚生、村民交流等に要する面積については、固有面積として個別に積算し加算します。国土交通省の新営一般庁舎面積算定基準を参考とした算定した庁舎の面積は2,860㎡となります。

室名	面積基準	面積	摘要			
㉞ 事務室	3.3㎡×(換算職員数)×補正係数1.1 〔職員数換算率〕	475.53 ㎡				
	区 分			換算率	職員数	換算職員数
	特 別 職			10	2 人	20 人
	部長・次長級			0	0 人	0 人
	課 長 級			2.5	13 人	32.5 人
	課長代理・係長級			1.8	18 人	32.4 人
	製図職員			1.7	3 人	5.1 人
一般職員	1	41 人	41 人			
計		77 人	131 人			
㉟ 附属面積	会 議 室 (職員100人当たり40㎡、10人増すごとに4㎡増加)×補正係数1.1	40.00 ㎡				
	電話交換室 換算職員が120人から320人未満の場合:36㎡	36.00 ㎡				
	倉 庫 事務室面積の13%	61.82 ㎡				
	宿 直 室 1人まで10㎡、1人増すごとに3.3㎡加算	10.00 ㎡				
	庁 務 員 室 1人まで10㎡、1人増すごとに1.65㎡加算	0.00 ㎡				
	湯 沸 室 6.5㎡～13㎡が標準	13.00 ㎡				
	受付及び巡視留 1.65㎡×(人数×1/3)が標準、最小:6.5㎡	6.50 ㎡				
	便所及び洗面所 職員数50人～100人の場合:40㎡	40.00 ㎡				
医 務 室 職員数50人～100人の場合:35㎡	35.00 ㎡					
㊱ 固有面積	議 会 機 能 議員定数×35㎡、委員会室、正副議長室等	350.00 ㎡				
	業 務 支 援 機 能 相談室、印刷室、サーバ室等	200.00 ㎡				
	福 利 厚 生 関 係 更衣室、休憩室	40.00 ㎡				
	災 害 対 策 機 能 災害対策室等	100.00 ㎡				
市 民 交 流 機 能 行政資料コーナー、多目的スペース等	100.00 ㎡					
㊲ 設備面積	機 械 室 有効面積500㎡～1,000㎡の場合:232㎡	232.00 ㎡				
	電 気 室 有効面積500㎡～1,000㎡の場合:121㎡	121.00 ㎡				
	自 家 発 電 機 室 有効面積500㎡～1,000㎡の場合:29㎡	29.00 ㎡				
㊳ 玄関、廊下、階段等の交通部分	㉞から㊲までの各室面積合計の40%	971.00 ㎡				
㊴ 車 庫	1台につき18㎡	0 台	0.00 ㎡ 別途計上			
合 計		2,860.85 ㎡				

③ 現状の床面積から求める方法

現在の庁舎の状況は次のとおりです。

ア 延床面積：1,673.00㎡（本館、別館、プレハブ、教育課、健康福祉課の合計）

イ 用途別の床面積：

区分	現庁舎の床面積	
事務室	612.30 ㎡	
付属面積	倉庫	81.68 ㎡
	会議室、電話交換室、便所、洗面所、その他諸室	323.80 ㎡
	合 計	405.48 ㎡
玄関、広場、廊下、階段等の交通部分	370.40 ㎡	
車庫	100.30 ㎡	
議事堂	184.52 ㎡	
合 計	1,673.00 ㎡	

新庁舎の規模



新庁舎には、現庁舎では整備できていない災害や震災等に対する防災機能、住民協働、生涯学習やむらづくりのための複合施設機能の付加、情報化への対応及び諸機能空間の確保、また臨時職員等に係る床面積分を加味する必要があります。

総務省及び国土交通省の算定、また現状では、執務室の狭あい化及び分散化している役場機能を一元化することを踏まえれば、新庁舎の規模を上限3,000㎡程度と想定します。

なお、適正な人員で効率的に事務が執行でき、職員増減に対応できる庁舎をめざし、効率的な事務室のレイアウトなどを図りながら村民が利用できるスペースを確保しつつ、周辺施設との連携により、できる限りコンパクトな庁舎を建設するものとします。

2 各付帯施設面積の算定

(1) 駐車場面積の算定

本村では、公共交通機関が少なく、交通手段を自動車に依存していることから、来庁者・議員・公用車のそれぞれの必要な駐車場面積の確保に努めます。

なお、1台当たりの駐車場面積は、国土交通省の新営一般庁舎面積算定基準の乗用車自動車置場18㎡/台として算定しますが、乗り降りに支障をきたさないスペースの確保に努めます。

ア 来庁者駐車場

来庁者の利便性を考慮し、庁舎附近にまとまりのある配置が必要です。規模については、「最大滞留量の近似的計算法」に基づき算定します。

「市・区・町役所の窓口事務施設の調査」（関龍夫著）によると、「来庁者のうち自動車による来庁者数の統計値で想定できるが、一般に所轄人口の0.9%前後が窓口部門、0.6%前後が窓口以外の来庁者数として想定」とされています。

これにより、次の算定式により来庁台数を求めます。

来庁台数（台/日）＝千早赤阪村人口×人口に対する来庁者の割合×乗用車使用割合

- ・千早赤阪村総人口：5,750人（平成26年12月総人口）
- ・来庁者割合：0.9%（窓口）、0.6%（窓口以外）
- ・乗用車使用割合：100%

【窓口】来庁者台数＝52台（5,750人×0.9%×100%）

【窓口以外】来庁者台数＝35台（5,750人×0.6%×100%）

また、「最大滞留量の近似的計算法」（岡田光正著）によると、「必要駐車台数は、利用総数と平均滞留時間から最大滞留量の算定を行う。」とされています。

これにより、次の算定式により必要駐車台数を求めます。

「必要駐車台数＝最大滞留量（台/日）＝1日当たり来庁台数（台/日）×集中率（α）
×平均滞留時間（分）/60分

- ・集中率（α）：30%（一般事務所、美術館タイプ）
- ・窓口部門の平均滞留時間：30分と想定（窓口20分、往復5分）
- ・窓口部門以外の平均滞留時間：60分と想定

【窓口】必要駐車台数＝8台（52台/日×30%×30分/60）

【窓口以外】必要駐車台数＝11台（35台×30%×60分/60）

よって、一般来庁者用駐車場の必要台数は、19台（①）とします。

イ 議員用駐車

議員数7人で7台(②)とします。

ウ 車いす使用者用駐車場

ハートビル法(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律)施行規則第16条における車いす使用者駐車場施設の設置台数の基準では、200台以下の場合にあつては、当該駐車台数の50分の1を最低限確保するものとされています。

これにより、次の算定式により車いす使用者駐車施設の設置台数を求めます。

$$\text{当該駐車台数} 26 \text{台} (①+②) \times 1 / 50 \times 2 (2 \text{倍のスペース}) = 1 \text{台分} (③)$$

これに高齢者専用駐車場として2台を計上します。(④)

エ 公用車駐車場

現在、配置している公用車台数は22台で新庁舎に同数(22台(⑤))を配置します。

以上により来庁者用駐車場の台数は①～⑤の合計により51台を想定します。よって、駐車場面積は、 $18 \text{m}^2 \times 51 \text{台} = 918 \text{m}^2$ を想定します。

(2) 駐輪場面積の算定

駐輪場は、スペースを10台分と想定し、面積については、1台分の面積を幅1.0m×奥行き2.0m=2.0m²と想定し、10台×2.0m²=20m²とします。合わせて職員用としても同じ面積を確保し、合計40m²します。

(3) 多目的広場(村民コミュニティスペース)面積の算定

新庁舎には、村民から親しまれ、各種イベントや憩いの場に使用でき、災害時には緊急支援物資などの受け入れに利用できる多目的広場(村民コミュニティスペース)を設置します。

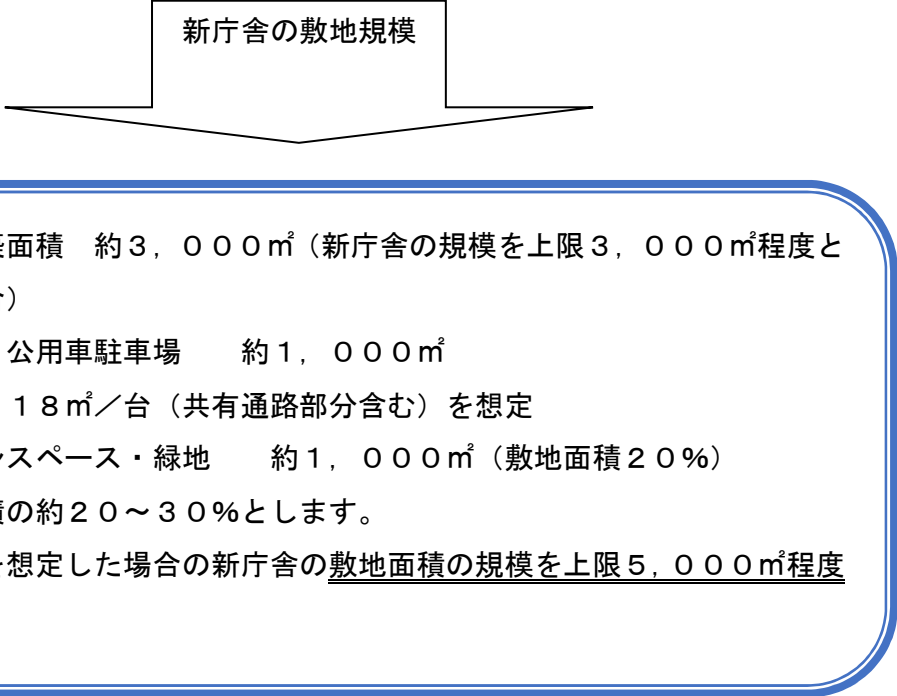
多目的広場の面積については、災害時の緊急支援物資の受け入れ・集積所としての機能を前提として、面積算定をした上で適正な規模を設定します。

多目的広場の面積については、おおむね敷地面積20%を想定します。

3 新庁舎の敷地面積規模

これまで検討してきた新庁舎、駐車場等及び多目的広場（村民コミュニティスペース）を考慮した新庁舎の敷地面積は次のとおり想定します。

新庁舎の敷地規模



- ① 庁舎建築面積 約3,000㎡（新庁舎の規模を上限3,000㎡程度とした場合）
- ② 来庁者・公用車駐車場 約1,000㎡
※51台×18㎡/台（共有通路部分含む）を想定
- ③ オープンスペース・緑地 約1,000㎡（敷地面積20%）
※敷地面積の約20～30%とします。

上記の条件を想定した場合の新庁舎の敷地面積の規模を上限5,000㎡程度と想定します。

第4章 新庁舎の位置

1 新庁舎建設候補地の検討

(1) 建設候補地の選定条件

新庁舎の建設候補地は、一般的に次の条件を備えた場所を基本に選定することが望ましいとされています。

① 住民感情、市町村の歴史

市町村庁舎は、行政区域における中心的な施設であるために、住民にとって感覚的に中心となる場所、行政区域の中心地がふさわしい。

市町村の今後の発展の展望により、シビックセンター（行政核、行政文化核）の形成が期待できるところが好ましい。

② 交通環境、交通事情（交通ネットワーク）の状況

来庁者の利便性や職員の通勤を考え、鉄道の駅やバスターミナルに近いこと、あるいは区域内の主要幹線道路に接していることなどが大切です。自治体内の交通ネットワークに十分配慮する必要があります。

③ 敷地周辺の状況（公共公益施設の分布状況）

敷地周辺の土地利用状況および今後の動向を検討する必要があります。

国や都道府県の出先機関や公共施設が付近に立地しているかどうか、また、文化施設などが近くにあるかどうか目安になります。周辺に公共・公益・文化施設がある場合には、施設の集合による相乗効果が期待できます。

④ 景観

都市構造の文脈を読み取り、都市計画的な位置づけを考えることが必要です。そして、地域の環境に調和するかどうかを検討する必要があります。

⑤ 敷地条件（大きさ、形状、高低差等）

駐車場を確保し、将来の増築に対応できる大きさが好ましい。甚だしく不整形であったり、起伏が大き過ぎないことも重要です。

地質条件や過去の災害状況を調査し、地震・火災・水害等の災害に対する安全性を検討する必要があります。

⑥ 用地費（新規に用地取得の場合）

⑦ 敷地の法的条件（地域指定）

現実には、すべての条件を満たしているケースはまれです。本村の事情に応じて、候補地選定上、どの条件を重視するか決まってきます。

候補地選定に当たっては、村有地を基本的に選定します。

(2) 新庁舎建設候補地の比較・検討

新庁舎の建設候補地の比較検討については、次の「新庁舎建設候補地比較検討表」のとおりです。

【新庁舎建設候補地比較・検討】

比較候補地 比較検討事項		①現庁舎	②くすのきホール周辺		
					
基礎データ	所在地	千早赤阪村大字水分180番地	千早赤阪村大字水分263番地		
	敷地面積	約2,533㎡	約9,353㎡		
	地域地区	市街化区域・第一種住居地域・建基法22条区域外	市街化区域・第一種住居地域・建基法22条区域外		
	建ぺい率・容積率	60%・200%	60%・200%		
	日影規制	あり(高さ10mを超える場合)	あり(高さ10mを超える場合)		
	接道道路	府道富田林五条線	村道水分延命寺線		
	周辺施設	保健センター、簡易郵便局	いきいきサロンくすのき、郷土資料館、道の駅、楠公史跡		
	現在の使用状況	役場庁舎に使用	文化施設に使用		
敷地の歴史性		現庁舎位置として長年村民に定着	楠公誕生地など史跡が集積しており、歴史文化の拠点		
まちづくりの整合性	総合計画との整合性	歴史観光拠点の周辺地として位置づけ	○	歴史観光拠点として位置づけ	○
	都市基盤整備(污水)	整備済	◎	整備済	◎
	〃(道路)	府道富田林五条線	◎	村道水分延命寺線、幅員狭くアクセスが悪い	▲
	周辺経済への影響	周辺は住宅が多く、経済効果は小さい	△	周辺は住宅が少なく、経済効果は小さい	▲
協働のむらづくり(住民参加)	活動拠点として集まり易い	○	交通アクセスが悪く、集まりにくい	▲	
村民の利便性	広域的交通	バス路線あり	◎	バス路線なし	×
	アプローチ(動線)	徒歩・自転車によるアプローチ困難、自動車は良	○	徒歩・自転車によるアプローチ困難、自動車は不良	▲
	都市機能の集積	保健センター、簡易郵便局が近接	○	いきいきサロンくすのき、郷土資料館、道の駅が近接	△
	福祉施設との位置関係	少し離れている	○	いきいきサロンに近接している	◎
	駐車場設置スペース	敷地面積が小さいため、少ない	▲	敷地面積が大きい、道の駅駐車場と共通利用	○
防災拠点・安全性	災害区域指定等	急傾斜危険区域内(防止対策済)、宅地造成工事規制区域内	▲	地すべり危険区域内(一部)※郷土資料館付近	△
	周辺の地形	敷地北東に千早川、西側が急傾斜面	△	田畑が集積、防災スペースが広い	○
	災害時のアクセス	1面アクセスで府道道路幅が広い	○	1面アクセスで道路幅が狭い	▲
	関係機関との連携	駐在所、消防分署がやや近い	○	駐在所、消防分署がやや近い	○
計画の経済性	用地取得の確実性	村有地	◎	村有地(周辺は民地のため用地取得が必要)	○
	敷地面積	約2,533㎡	△	約9,353㎡	◎
	敷地の形態	不整形	△	少し不整形	○
	地盤	良い	○	現駐車場が盛土で不安定	△
	敷地造成	同一敷地内で高低差があり段差も大きい、大きい	△	高低差がないため、少ない	○
	庁舎の階数・構造等	敷地がやや狭いため、低層計画が不可(中高層計画)	▲	敷地が広い、低・中高層計画が可能	○
	仮設庁舎	必要	▲	不要	○
	建設コスト(附帯設備)	駐車場整備	△	村道拡幅整備	▲

2 新庁舎建設候補地での概算事業費の比較・検討

(1) 概算事業費を試算するための条件整理

「現庁舎」「くすのきホール周辺」2カ所の新庁舎建設候補地での概算事業費を比較・検討するため、新庁舎の規模の検討などを踏まえ、基本条件を地上3階建て（以下「3階建て」という。）及び地上1階建て（以下「平屋」という。）と想定します。

なお、建築物の構造は、鉄筋コンクリート（RC）造と木造（W造）を想定するものとします。

【概算事業費試算の基本条件】

● 3階建ての場合

項目	面積・規模等	備考
新庁舎 延床面積	3,000㎡	鉄筋コンクリート（木質化）又は木造
建築面積	1,000㎡	3階建て、盛土GL0.5m
駐車場	1,000㎡	来庁者・議員
多目的広場	1,000㎡	オープンスペース、緑化施設・通路等供用施設

※敷地面積約3,000㎡

● 平屋の場合

項目	面積・規模等	備考
新庁舎 延床面積	3,000㎡	鉄筋コンクリート（木質化）又は木造
建築面積	3,000㎡	平屋、盛土GL0.5m
駐車場	1,000㎡	来庁者・議員
多目的広場	1,000㎡	オープンスペース、緑化施設・通路等供用施設

※敷地面積約5,000㎡

(2) 概算事業費の試算

概算事業費試算を前述の基本条件を踏まえ、国土交通省「新営予算単価（平成25年度版）」に基づき「本体工事費」を試算すると、次のとおりとなります。

また、試算に用いた条件等は次のとおりです。

【基本条件】

- ・「3階建て」は、国土交通省新営予算単価「庁舎モデル（5）RC-4階・3,000㎡」、「庁舎モデル（24）W-2階・750㎡」にて試算。（※免震構造の採用を想定し、本体工事費10%分を加算。）
- ・「平屋」は、同予算単価「庁舎モデル（1）RC-1階・200㎡」、「庁舎モデル（23）W-1階・200㎡」にて試算。
（※免震構造の採用なし。）
- ・新庁舎建設候補地のうち、現庁舎の場合、敷地面積に限りがあるため、平屋は困難であり3階建てのみの試算とします。

【工事別条件】

①本体工事

- ・くすのきホール周辺は、一部が地すべり危険区域内にあるため、地震力確保のため基礎ぐい（既製コンクリート杭）を施すことを想定しています。

②用地費

- ・試算に用いた1㎡当たりの土地購入価格は、現在村が使用している平成26年路線価格を参考として試算しています。なお、実際の土地取引価格については、実勢価格等を含めた不動産鑑定により算出するため、試算価格と比べて上下します。

〔くすのきホール周辺〕

市街化調整区域・平成26年路線価格16,100円/㎡（0.7割戻23,000円/㎡）

〔現庁舎周辺〕

市街化区域・平成26年路線価格20,300円/㎡（0.7割戻29,000円/㎡）

- ・土地購入面積は、庁舎について3階建て又は平屋建てを前提条件としており、また敷地面積として庁舎、駐車場、オープンスペースなどを想定しています。土地購入は、現庁舎周辺での新たなまとまった空地がないため、くすのきホール周辺の場合のみ新たな土地購入費を想定します。

③外溝工事

- ・造成費、構内情報通信網（LAN幹線）、水道引込工事費、下水道接続工事費、その他工事費などや負担金は、建設位置、土地の形状及び周辺の状況により実情に合わせて別途積算する必要があります。

構造	RC造			W造		
	3階建て		平屋	3階建て		平屋
位置	現庁舎	くすのきホール周辺	くすのきホール周辺	現庁舎	くすのきホール周辺	くすのきホール周辺
新庁舎延床面積	3,000㎡			3,000㎡		
新庁舎建築面積	1,000㎡		3,000㎡	1,000㎡		3,000㎡
新庁舎敷地面積	2,500㎡	3,000㎡	5,000㎡	2,500㎡	3,000㎡	5,000㎡
本体工事費	658,000	647,000	715,000	834,000	781,000	898,000
免震工事費	65,800	64,700		83,400	78,100	
用地費		69,000	115,000		69,000	115,000
外溝工事費	19,000	19,000	16,000	19,000	19,000	16,000
解体工事費(既存)	23,000			23,000		
仮設庁舎費	63,000			63,000		
基本設計・実施設計	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
監理費	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
史跡発掘費	10,000	5,000	5,000	10,000	5,000	5,000
その他移設費(電算、水道テレメーター、防災無線設備等)	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000
消費税	72,380	71,170	71,500	91,740	85,910	89,800
合計	1,032,180	996,870	1,043,500	1,245,140	1,159,010	1,244,800
本体工事1㎡当たり単価	241	237	238	306	286	299

※構内情報通信網(LAN幹線)、水道引込工事費、下水道接続工事費、その他工事費などや負担金は、建設位置、土地の形状及び周辺の状況により実情に合わせて別途計上する必要があります。

※現庁舎の敷地面積は2,500㎡のため、2,500㎡とします。

※本体工事等概算事業費の単位は千円です。

3 新庁舎建設候補地の考察

概算事業費の試算のとおり、全体的な事業費は「平屋」と比較して、「3階建て」が約1割程度割安となっています。これは、「平屋」の場合は、建築面積が非常に大きくなる点に大きな要因があると考えられます。更に今回の概算事業費では積算していない造成費を勘案した場合、敷地面積が大きくなり造成費が増大することも考えられます。

また、「くすのきホール周辺」及び「現庁舎周辺」の2つの候補地別に見ると、「くすのきホール周辺」は、用地費が市街化調整区域内ということもあり全体的に安価であるとともに一定の公共空地を有することが可能で、利活用しやすい環境にあるといえます。

一方、「現庁舎周辺」は、市街化区域内ということもあり用地費はやや割高で、現庁舎位置での建て替えとなるため、仮設庁舎の建設費用はもとより、電算機器の移設経費なども大きな費用負担が必要となります。また、現庁舎は、急傾斜地崩壊危険区域内に位置するとともに、文化財保護区域内にあるため史跡の試掘調査が必要となり、その調査期間は、概ね8カ月を要します。庁舎の老朽化、耐震性能の不足、バリアフリー化の遅れなど庁舎を取り巻く諸問題は、深刻な状況であり、できる限り早期の建設を行う必要があります。

以上、21ページの「1 新庁舎建設候補地の検討」の「(2) 新庁舎建設候補地の比較・検討」及び23ページの「2 新庁舎建設候補地での概算事業費の比較・検討」の「(3) 新庁舎建設候補地での概算事業費の考察」などを総合的に勘案した新庁舎の位置は次のとおり想定します。

新庁舎の位置

【新庁舎建設候補地の選定理由】

- ・ 村有地を含み、新庁舎建設のための十分な用地の確保が容易であり、かつ比較的安価であること。
- ・ 第4次総合計画における歴史観光拠点内で、概ね本村の中心に位置し、歴史・観光などの地域資源を活かしたむらづくりや地域の活性化を進める拠点となること。
- ・ 防災面では土砂災害危険区域などの危険区域外で、かつ、災害時に十分な活動スペースが確保できる場所など防災機能が十分果たせる環境にあること。

上記の理由により新庁舎の位置は、くすのきホール周辺が望ましいものとします。

第5章 新庁舎の配置計画

1 新庁舎の事務室等の配置計画

新庁舎の事務室等の配置計画については、整備方針、規模及び位置についてそれぞれの検討結果を踏まえ、次の方針等により適切に配置するものとします。

(1) 新庁舎の事務室等の配置方針

- ・業務の特性と来庁者の利便性に配慮した配置とします。
- ・業務連携が必要な部署は、可能な限り近接した配置とします。
- ・特別職と災害対策本部などの機能は、緊急時に迅速な対応が可能となる配置とします。
- ・サーバーなど重要な情報通信機能や非常用設備等の防災機能は、バックアップ体制が確保できるよう整備を行います。

(2) 議会の配置方針

- ・議会の独立性を確保するため、行政関連部署との動線が重ならないように配慮するとともに、議場及び議会関連諸室の機能性や、傍聴者の動線に配慮した配置とします。

(3) 多目的スペース等の配置方針

- ・多目的スペースや情報公開コーナー、会計窓口など来庁者が利用する機会の多い設備等は、利便性を考慮し配置します。

(4) その他

- ・車いす利用者をはじめ、障がい者に配慮した施設整備を行います。

2 新庁舎及び付帯施設の配置計画

新庁舎及び付帯施設の配置計画については、前項と同様に整備方針、規模及び位置についてそれぞれの検討結果を踏まえ、次の方針等により適切に配置するものとします。

(1) 新庁舎及び付帯施設の配置方針

① 新庁舎の配置方針

- ・来庁者の利便性向上及び業務効率向上の観点から、庁舎機能は一体的に整備します。
- ・近隣への日影の影響、関連施設及び公道との接続性を考慮して配置します。

② 来庁舎の駐車場・駐輪場の配置方針

- ・来庁者の利便性向上・安全性確保の観点から、庁舎に隣接した場所に来庁者の駐車場・駐輪場を確保します。
- ・特に障がいのある人、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた来庁者の駐車場は、玄関の最寄りに設けます。

③ 公用車、議員駐車場・駐輪場の配置方針

- ・公用車等の駐車場は、来庁者の動線と重ならないように配置します。
- ・公用車、議員駐車場及び駐輪場は、庁舎に隣接した場所に確保します。

④ 緊急車両（大型車両）駐車場の配置方針

- ・多目的広場（村民コミュニティスペース）と連携した利用が可能な位置に確保します。

⑤ 多目的広場（村民コミュニティスペース）の配置方針

- ・多目的広場（村民コミュニティスペース）は、災害時における支援物資の受け入れ及び集積所として活用できるよう、来庁者駐車場・緊急車両（大型車両）駐車場等のオープンスペースと連続性を保つように配置します。

⑥ その他

- ・庁舎及び付帯施設との接続には歩行者通路などを適切に配置し、利用者の安全性や利便性の確保に努めます。
- ・自動車での来庁者が公道から正面玄関へ直接アプローチできるようにアプローチ道路を適切に配置します。
- ・緑化のための施設は、緑陰の効果にも配慮し、適切に配置します。

- ・くすのきホール周辺は、公共交通網がないことから新たな公共交通システムや路線バスの乗り入れなどについて検討を行い、公共交通網の確保を図ります。また、従来の府道富田林五条線沿道からのアクセスに課題があることから、道路整備など有効なアクセス手段についても検討を行います。

(2) 新庁舎及び付帯施設の配置の具体的な方針

具体的な配置の方針は、第3章「新庁舎の規模」において検討した規模、第4章「新庁舎の位置」において選定した候補地域の土地利用や用途などを勘案しながら、都市計画法や建築基準法など関係法令の規定を遵守し、基本設計において検討、決定します。

第6章 新庁舎の事業計画

1 概算事業費

(1) 概算事業費の試算

「第4章 新庁舎の位置」での検討結果を踏まえ、概算事業費を以下のとおり試算します。

なお、新庁舎の階数及び構造等は、RC造3階建て・平屋、W造3階建て・平屋を想定していますが、基本設計の段階において、階数及び構造、村を取り巻く自然に調和した庁舎となるよう詳細な検討を行い、過疎対策事業債の活用など可能な限り経費の縮減に努めるものとします。

【新庁舎建設候補地の概※国土交通省 新営予算単価参照】

構造	RC造		W造	
	3階建て	平屋	3階建て	平屋
階数	3階建て	平屋	3階建て	平屋
位置	くすのきホール周辺			
新庁舎延床面積	3,000㎡			
新庁舎建築面積	1,000㎡	3,000㎡	1,000㎡	3,000㎡
新庁舎敷地面積	3,000㎡	5,000㎡	3,000㎡	5,000㎡
本体工事費	647,000	715,000	781,000	898,000
免震工事費	64,700		78,100	
用地費	69,000	115,000	69,000	115,000
外溝工事費	19,000	16,000	19,000	16,000
解体工事費(既存)				
仮設庁舎費				
基本設計・実施設計	70,000	70,000	70,000	70,000
監理費	15,000	15,000	15,000	15,000
史跡発掘費	5,000	5,000	5,000	5,000
その他移設費(電算、水道テレメーター、防災無線設備等)	36,000	36,000	36,000	36,000
消費税	71,170	71,500	85,910	89,800
合計	996,870	1,043,500	1,159,010	1,244,800
本体工事1㎡当たり単価	237	238	286	299

※構内情報通信網(LAN幹線)、水道引込工事費、下水道接続工事費、その他工事費などや負担金は、建設位置、土地の形状及び周辺の状況により実情に合わせて別途計上する必要があります。

※現庁舎の敷地面積は2,500㎡のため、2,500㎡とします。

※本体工事等概算事業費の単位は千円です。

今後、庁舎に求められる必要な機能の精査や周辺施設との機能分担などの検討を詳細に行い、防災機能や生涯学習機能も十分勘案しながら、事業計画を検討します。

2 財源

本村では、これまでの行財政改革の取組みにより財政調整基金（平成25年度決算約1,205,310千円）を積立ててきました。本事業では、基金、起債（過疎対策事業債等）及び一般財源等からの拠出により、新庁舎建設を行うこととします。特に、防災機能スペース、地域活動や生涯学習スペースについては、過疎対策事業債（元利償還70%：地方交付税参入）を最大限活用するなど、建設費用をはじめ財源の調達方法、将来的財政予測について、詳細な検討を行い、負担軽減を図ります。

3 事業スケジュール

事業スケジュールは次のとおり想定しますが、庁舎の耐震性能の不足やバリアフリー化の遅れなど庁舎を取り巻く諸問題は深刻な状況であり、できる限り早期の建設を行うため、事業スケジュールの短縮化に努めることが望ましいと考えます。

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
基本計画	↔				
基本設計・ 実施設計		↔			
調査・ 確認申請等				↔	
本体工事					↔
外溝工事等					↔